

# チェーンソー作業従事者特別教育修了者に対する 「補講」の開催案内（大径木等の処理業務）

平成31年2月12日、伐木等作業に係る労働安全衛生規則が改正され、同規則第36条第8号又は同条8号の2に掲げる業務（伐木等作業）に就くには、新たな特別教育（学科：9時間、実技：9時間）を修了しなければなりません。

なお、これまでの修了者（令和2年7月まで）については、次の補講を受講することにより新たなカリキュラムの講習の一部を省略することができます。

このため、林災防秋田県支部では、これまでに「新たなカリキュラムの講習を省略」することができる「補講」を開催したところ、41回の開催で3千人余りが受講しました。

しかしながら、いまだ未受講者から補講開催の要請が多くあり、この度下記により「最後の補講」を開催することにしました。

「補講」受講されていない方は、漏れなく申し込まれるようお待ちします。

## 1 旧特別教育修了者に対する科目の省略による「補講」講習の内容

対象者	補講時間
労働安全衛生規則第36条第8号の修了者 （旧チェーンソー作業等の講習）	学科：2時間 実技：0.5時間

## 2 補講の期日、会場等

回数	期日	会場	募集人員
R3-3	11月22日 （月） 9:30～12:00	秋田市河辺戸島字上祭沢38-4 森林学習交流館「プラザクリプトン」 電話番号：018-882-4821	先着50人
R3-4	11月30日 （火） 9:30～12:00	秋田市河辺戸島字上祭沢38-4 森林学習交流館「プラザクリプトン」 電話番号：018-882-4821	先着50人

## 3 申込方法等

- （1）申込用紙は、別添の「伐木等業務（チェーンソー）特別教育（補講）講習会受講申込書」に所要事項を記入のうえ、期日までに送付ください。
- （2）申込みの受付は先着順とし、開催期日の2週間前（必着）までとします。定員に達し次第終了します。
- （3）受講料は、6,050円（テキスト代・消費税含む、但し当支部会員は4,950円）です。受講料の納付方法は、受講票送付の際にお知らせします。
- （4）他県又は他団体等の「伐木等業務（チェーンソー）特別教育修了証」を所持している方は、それぞれの受講した箇所での補講を受けることが原則ですが、困難な場合は当支部でも受付ます。

この場合、他団体で修了した者は「受講申込書」、「修了証（コピー）」のほかに、「講習の依頼書」及び「伐木等業務の特別教育修了証明書」を添付してください。